

ソビエト刑事学の一側面：クヅネツォワ・現代ブル
ジョア刑事学・一九七四年・モスクワ大学出版所
(その三・完)

井上, 祐司
九州大学法学部：教授

<https://doi.org/10.15017/16225>

出版情報：法政研究. 46 (1), pp.88-108, 1979-10-25. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

ソビエト刑事学の一側面

—クヅネツォワ・現代ブルジョア刑事学—

一九七四年・モスクワ大学出版所(その三・完) —

井上祐司

まえがき

第一章 ブルジョア刑事学の対象・方法・歴史

第二章 犯罪現象についての理論(四五卷二号)

第三章 犯罪原因論(四五卷三・四合併号)

第四章 犯罪の予防(以下本号)

第一節 一般の特徴

第二節 社会的な犯罪予防プログラム

第三節 生物・社会的な犯罪予防プログラム

(臨床予防)

第四節 社会的予防

結び(以上本号・完)

〔補遺〕ドイツ民主共和国 刑事学教授プログラム

第四章 犯罪予防⁽¹⁾

(77)

第一節 一般の特徴

大学教授たちがその教科書やモノグラフィイの中で「犯罪予防」というテーマをどういう具合に扱うか、その体系と本質とは、ブルジョア刑事学の方法論、また当該学者がもっているところの刑事学の対象についての見解、犯罪と犯罪原因論によって、おのずから規制されてくる。

犯罪を社会的逸脱行動とし、どの人間社会にも永久に内在すると考える立場では、法違反の予防ということに科学的概念構成を認める基礎がない。ブルジョア刑事学は、通常は、犯罪の根絶ではなくて、犯罪を縮小する、犯罪を社会的にコントロールすることだけを、犯罪予防の課題としている。ここに、社会主義社会とブルジョア社会との間の決定的差異がある。ブルジョア刑事学は、共産主義における犯罪・国家・法の死滅という見通しをユートピアであると考えている。⁽²⁾

このような見解は、犯罪予防と犯罪者処遇に関する関連の第三回国際会議の資料にも反映している。「犯罪や法違反は歴史上常に存在しただけに、結局は、犯罪は社会の変転と密接に関係しているということ、したがって、予防的性質のプログラムが犯罪の新しい種類の発現やその古い形態の強化をさえ避けることができるであろうということに関していろいろ配慮する必要はないといつてよからう」。⁽³⁾

ブルジョア刑事学における犯罪予防の問題の解決は、犯罪原因の研究状況によって決定される。その原因論における多様性

と相互のつちつまの合わなさは予防プログラムにおけるそれに照応した平行主義と雑多さを示している。原因論と予防とのこの関連を信憑力をもって示したのがザヴァランドとクレッシーの両氏であった。あれこれの刑事学者の予防プログラムの不確定性を、彼らは、その当人の犯罪原因についての不正確な認識と関連させた。「犯罪予防手段は——と彼らは書いた——犯罪原因論に無条件的に又は条件的に基礎づけられる。犯罪は遺伝的欠陥に依存するということを提唱する人は、断種政策を弁護する。犯罪が後天的な個人の欠陥に依存すると提唱する人は、教育施設や精神病院をひき入れようとする。犯罪が身近かな個人のグループに依存すると提唱する人は、家族や隣人関係の再組織化を訴える。犯罪が一般的文化に依存すると提唱する人は、一般的な社会的再組織化に多くのことを訴えようとする」⁽⁴⁾。

ブルジョア学者の大部分は、刑事学を幅の広い、複合的な、他の法分科や非法的分科の多くをふくんだものとする見解をとっており、これがソビエト刑事学とは異なった別の体系としてこの予防のテーマを考究することになっている。予防の章の中には、刑罰の問題、刑事制裁の有効性の問題、刑事政策、矯正労働（刑務所）法の多くの章篇を含んでいる。

かくして、ブルジョア刑事学における犯罪予防の科学的取り扱いは次のような特徴をもっている。(1)それは、実証主義的方法論によって基礎づけられ、そのいろいろの変種を伴ったブルジョアの改良主義の立場である。自由主義的—社会学的なそ

れ、および保守主義的—生物神経学的なそれ。予防についての提案の基礎に、学者は、主観的に操作可能な怠慢(Умственная инертность)としての犯罪という原因に観をすえている。そして、その怠慢は、ブルジョア体系の根本的変革なしに、部分的な社会的改善によって遠ざけようとする。(2)予防プログラムは、多元的であって、社会学的方向の予防プログラムと生物学的精神病学的方向のそれとの間の差異は、一時的な存在であるとする折衷主義によって、特徴づけられている。(3)ブルジョア刑事学における予防は、犯罪の完全な排除をその目的とせず、犯罪斗争の過程の部分的改善のみを課題とする。(4)予防の理論的建前の体系は、刑法の一部や犯罪予防の刑務所内での手段のかなり多くの部分を含んでいる。

(1) 本章では、犯罪予防の理論問題が考察されるであろう。犯罪予防の国家的体系については、ヴェ・ヴェ・オレホフの「社会的計画性と犯罪斗争の問題」レニングラード、一九七一年—一九一—二三頁という労作に考察されている。また、大統領委員会の報告書《The President Commission. Enforcement and Administration of Justice》, N. Y., 1967—1973 に詳細がある。

(2) J. Conrad, *Crime and Corrections*, Berkeley and Los Angeles, 1965, p. 301.

(3) 第三回犯罪予防と犯罪者処遇に関する国連国際会議資料。「社会の変化と犯罪予防」ストックホルム、一九六五年一九頁。

(4) E. Sutherland and D. Cressey, *Principles of Criminology*, pp. 684—685.

第二節 社会学的な犯罪予防プログラム

すでに指摘されたように、法違反予防の社会学的プログラムの作成のすべての場合に、彼らは社会改良の枠外に出ようとはせず、原理として、いかなる社会であれ、犯罪の完全な根絶という課題をかかげることはできないとする。

社会改良主義の本質はレーニン氏によって輝やかしく暴露された。「われわれは『社会的正義・産業の正義』を確立する。われわれはすべての改革を誓い、断言する。……われわれは唯一の『改革』だけは欲しない。つまり資本家の収奪⁽⁵⁾!」。社会改良主義の立場こそ、もともきびしいアメリカ合衆国の資本主義体制の批判家たち、バーンズ、ティーテルズ、サザーランド、クレッシー、レックリス、ブロッホ、ヘイス、プロスコウ、シュアー、クラーク氏らでさえ、彼らがあげた犯罪原因を除去するのに、資本主義の共産主義体制によるとりかえという唯一の可能な形態を提案しようとしないう理由である。これらのアメリカの刑事学者たちが、きわめて表現豊かに書いているところの「事物の可能性と現実の状況との間のおそろしく大きな

矛盾」の起源を、アメリカ合衆国共産党の新綱領は、極限の明瞭さでもって明らかにしている。そこにはこのべられていゝる。「この矛盾はあれこれの行為者の誤謬なのではない。それは、私的利益を引き出すことが一国を支配している階級の動因となつていゝるところの、そのような経済体制に有機的に内在しているのである」⁽⁹⁾。

(80) 社会学的な犯罪予防プログラムは甚だ多彩であるが、そしてそれはアメリカにおいてもっとも極端であるが、それも、二つの大きなグループに分けることができる。「制度的」な予防体系と、「地域的な」予防体系とに。第一のものは、比較的大きい社会領域、文化とか政治とか政府の経済政策といった領域における改善と関連しているもの。第二のものは、小さい領域での再組織化から出発する—家庭・学校・地域。

犯罪原因としての「社会解体」論の支持者たちは、その予防プログラムを文化・教育・大量情報手段の体系の改良や、人種問題の解決や貧困の問題の解決と関連させている。もう何度もふれた「わが犯罪社会」の著者、イ・シュアー教授は、その書の標題からすでにアメリカ合衆国への批判を表現して、三つの基本的な犯罪予防の方法を提案している。それは、まず第一に、社会構造の変革である。第二に、文化価値の変革、第三に、刑事制裁の利用における大きな選択である。

第一の予防対策は、シュアー氏によれば、貧困との斗争を目的として追及するものであって、生活条件の改善・教育手段や

可能性の思いついた改善・健康保護の改善・買手の詐欺からの保護・貧困者への法的援助の強化である。

「ラヂカルな」教授のこの予防対策は、彼じしんが熱心に批判しているところの大統領の無数の社会プログラムと何ほども異なったものでないことは一見明瞭である。

文化価値の変化という中で、シユアー氏は、「鍵としての社会グループとして地域共同体を統合すること、美的・文化的教育のための大量情報手段の役割を高めること」をふくましている。とくに、今日しばしば犯罪の実行をとくに若年者の間に助長しているところの諸広告について、政府の規制を確立することを提案している。

テレビとハリウッドの映画スタジオの体系を犯罪予防の見地から変更せよという提案は、アメリカ合衆国においてまっ先に、もっとも高い割合で、多くの人達からなされている。例えば、特別に設けられた政府委員令ドッド氏は、アメリカ市民の攻撃性へのテレビの影響を調査した。特にはっきりしたことは、アメリカ人は一生のうち九年間をテレビを見てすごしているということであった。国内会社の「アメリカ・ブロードキャスティング・会社」は、一晚のうちに、一一の殺人、四六の強姦の物語りを放送した。また、他の国内会社も同様な放送に自分のもち時間の五六%をあてた。一週間毎に一四・四分間にわたり、それぞれ何らかの形の強姦を、四五分間に一回の殺人を放映した。ドッド委員令はこう結論している。「テレビ会社は、

自分のプログラムの中で、全く露骨にも、性・強姦・残酷に依拠している」と。

新しくはないが、全く明瞭な結論である。だが、政府委員令ですらなせにこの種の「文化価値」を変更できないのであろうか。この問題にはブルジョア刑事学者は答えようとしなない。いくらかでも現実的なものとして考えられたとき、一体、私有財産的な楽な儲けによって動いている資本主義社会の映画・テレビ・広告のプログラムを変更するように提案することができるのであろうか。

それゆえ、もっと「理論的に」(ブルジョアジの代弁学者の論理法則にそって)他の政府委員令は、すでに一つの「文化価値」ボルノグラフィーとの斗争において次の結論をひき出している。一九六七年に、アメリカ合衆国の議会は不法法なものとボルノグラフィーの氾濫の問題について研究する委員会を設置した。相当の調査を行った結果、委員会の大多数の委員は、すべての制限を撤廃し、成人の住民にとってこの種行為の自由を与えることを提案した。その論拠はこうであった。ボルノグラフィーと犯罪との関連は立証されなかった。それどころか、ボルノグラフィーは家庭の中で起っている諸問題を解決する手助けさえしている、と。若干の制限は、年少の市民に対してと、郵便によるボルノグラフィーの送付に対してのみ必要であるという。全面禁止は、この権威ある多数意見によれば、「アメリカ的伝統」に矛盾するという。

今日のボルノ映画は、アメリカ合衆国の全映画生産の三分の一を占め、年収一億六千万ドルをあげている。定期的なボルノ雑誌は年間二億ドルの利益をあげている。現代のアメリカでは「ショップ・セックス」という特別の雑誌が盛んに売られている。

上にあげた委員会の中の三人の委員だけが特別の意見を書いている。二人の委員は、委員会の報告と結論は「ボルノグラフィの大憲章」であるとのべ、あとの委員は、「道徳的破産」であるとのべている。⁽⁸²⁾

第三の犯罪予防対策は、シュアー氏の見解によると、刑事制裁の縮少、とくに、アルコール耽溺・麻薬常用・売春・一連の小犯罪に対する削減にある。

勿論、犯罪の刑事訴追を拒絶すること、犯罪を単に反道徳的行為と宣告することは、もつとも手っ取り早い犯罪の減少策である。もつとも、書面づらだけの話ではあるが。それも立法者の書面においてそうなのだが……。

タフト教授——彼は犯罪原因としての葛藤理論の支持者であるが——は、学校教育の改善とか、若年者のクラブの組織化とか、両親の教育とか等々の類型の「小さな改革」を批判している。これらの手段は、彼の意見によると、そしてそれは根拠があるといわねばならないが、犯罪の「深い根をかりとるものではない」というのである。彼は、それゆえ、いわゆる「制度的な再組織化」を提案している。

(82)

犯罪をうみ出す文化葛藤を回避するとすると、「文化は単一種類のものでなければならぬ」。「犯罪なき社会」は、過度の競争を避けねばならないし、物質的富の獲得への貧欲さをさけねばならない。混沌よりもむしろ合計画的でなければならぬ。これらの手段は、交互の不成巧・都市の場末・投機的利益をめぐる闘い・独占による蓄財・いろんな形の搾取といったような無秩序の源泉を遠ざけるためには、本質的なこととなる、という。

タフト氏によれば、搾取社会が搾取を放棄し、その文化が「単一種類のもの」になるためにどのようにしてそこに到達するのだろうか。問題解決の鍵は、「過去の個人個人がバラバラであった時代の文化への回帰」に見出されるといふ。社会統制の手段として宗教的先入観の回帰すら許される。その社会には、フューリタン道徳が支配しなければならぬ。著者は、この際、彼によってスケッチされた牧歌的な「犯罪なき社会」が現代キリスト教社会よりもむしろ原始キリスト教社会に近づいているということを目にみており、このことは決して著者を狼狽させはしないのである。

サザランドとクレッシー両氏は、このタフト氏の唯一の好ましい社会としての「犯罪なき社会」を、幾分誤った仮説から出発したと指摘する。そして、それに「大胆に」こうつけ足している。「社会関係において何がもつとも好ましいかということを決定的ことは刑事学者の課題ではない」と。⁽⁸³⁾

「制度的予防」のもう一人の賛成者、アメリカ合衆国のかつての司法大臣クラーク氏は、そのさきにあげた著書『アメリカにおける犯罪』の中で、折にふれて、今アメリカが難渋しているところの殆んどすべての犯罪をわれわれは予防することができると述べている。⁽¹⁰⁾「われわれは、この近い数年の間に犯罪の多くの原因を根絶することができる」、と。一体どのようなことか？

クラーク氏によれば、これは次のように進むに違いないと。五年間かかって、スラムをなくするために二四万戸の住宅を建設しなければならぬ。一人一人のアメリカ人にその能力に応じて教育を受ける可能性を与えること。新しい「道徳的な」法を創造すること。アメリカ人の性質から、科学の助けをかりて、強要の作用を除去すること。この著書の最後はこう結ばれている。「万人にとっての平等、ここにわれわれの目的がある。アメリカの努力が向けられねばならないのは、この正義である」と。

「平等・友愛・正義」、これらのスローガンは新しくはない。それらは、すでに一七七六年のアメリカの「独立宣言」の中に見えている。スローガンは超階級的である。それ故に全く役に立たない。「自由——一体誰にとって？ 正義——一体どの階級にとって？」これが問題である。

クラーク氏の予防上の提案は、うまくいって、帝国主義アメリカの条件の下では、素朴なユートピアである。このような結

(83)

論の証拠として役に立つのは、「マイアミ・ヘラルド」紙の探訪記者によって行なわれた社会的実験の結果である。コリン・ゼンハルド氏は「独立宣言」をたぐさんずって、三〇〇人のいろんなアメリカ人にそれに署名してくれるようにたのんだ。三〇〇人のうち一人だけがその宣言に署名することに賛成した。残りの人達の反応はこうである。「共産主義の馬鹿げたことが……」、「私は青年だが、それは政治的であるといおう」、「これに署名する者は国賊である」、「お前は国家体制の改革を目論んでいるのか？」といったたぐいである。⁽¹¹⁾

サザーランドとクレッシー両氏は、その理論である「分化的接触」の立場に応じて、法違反の「空間的予防」のプログラムを提案する。そこでの基本組織は共同体と地方行政庁である。彼らは、基本的には若年者をいろんなグループに、例えば、スポーツ・クラブ、宗教のグループに参加させるように計画する。サザーランドとクレッシー両氏によれば、予防の主要な理念は、法違反者に対するコントロールが地域社会の内部の小グループに主としてにぎられているようにすることにある。著者たちは、その教科書の中で、アメリカで約三〇年間採用され、その中には法違反の高い水準をもった地域が一二例も含まれているところの、そのような、「地域予防プラン」の、長所と若干の欠点を詳細に考察している。

ミクロの水準での予防は、一定の肯定的結果を与える。とくに、欠陥のある街の環境から年少少年をそらすために。このよ

うな共同体の自律活動を、一時的な地域的な成巧をもつ手段としてではあるが、資本主義国の共産党や労働党は否定してはいない。しかし、このような予防プログラムの重要な方法論的誤謬もまた全く明白である。

これらの手段は、ミクロの予防という、さきに考察した「制度的予防」よりももっと低い水準での、社会Ⅱ改良主義的のものである。そのほか、地域予防は、主として年少少年にむけられており、またスポーツ行事の意義の過大評価がある。それは、成人による「ホワイト・カラー」犯罪・組織犯罪・職業犯・累犯・暴力犯と利慾犯の予防を考えていない。

サウル・アリンスキー氏は、『屋敷の設計の裏面』、『工業地域の教育』、『人民組織』という本の中で、このようなミクロの予防の『純文化啓蒙事業』を批判している。彼は書いている。「あなたがたは、失業者である人々、彼はどこから食料をうけとることができるか知らないし、その子供も、彼らじしんも大きな絶望の中にある。その人達のところに行ってこようとはしなかったし、またあえてやってみようともしない。彼らに仕事・食料・安全を提供しないで、休息を提供する。その休息たるや監督の下で、手仕事の訓練をうけ、性格の改善をうけるところの休息である。正になされるべきことがなされている、小さな一口のバターの代りに、われわれは、彼らに、たくさんのバットとボールをもってやってみよう。」⁽¹³⁾

- (5) レーニン全集、二二巻一九四頁。
 (6) 「アメリカ合衆国共産党新綱領」・「アメリカ合衆国、経済・政治・イデオロギー」、一九七〇年一一号七七頁。

- (7) エヌ・ジョンソン、テレビにどのように反応するか、「アメリカ合衆国、経済・政治・イデオロギー」、一九七〇年一一号。

- (8) ヤ・ザスルスキー、オ・ブルドコフ、四二番街、「文学新聞」、一九七一年一月二〇日号。

- (9) E. Sutherland and D. Cressey, op. cit., p. 696.

- (10) R. Clark, *Crime in America*, N. Y., 1970, p. 21.

- (11) *Ibid.*, p. 432.

- (12) ヴェ・ペスコフ、ベ・ストレルニコフ、時が経てば…
 …、「プラウダ」紙、一九七三年四月二八日号。

- (13) E. Sutherland and D. Cressey, op. cit., p. 697
 から引用。

第三節 生物社会学的な犯罪プログラム（臨床的予防）

生物社会学派の刑事学は、その犯罪原因の概念構成に依じて彼らの予防プログラムを「個人の平面における治療」としてたてている。一九七〇年にマドリッドにおける第六回国際会議において、ピナテル氏は、その報告を次のような一文でしめく

くつている。「有効な刑事予防の基礎を犯罪のある社会にすえるためには、犯罪的な人格から出発しなければならぬ。そして私は、最初の要石をこの単一の、分裂のない、不可分の刑事学という建物の構成にすえようと欲した」と。犯罪行為の原因は、精神病理学・知恵おくれ・意識下の反社会的本能・染色体・体格にあるのであるから、予防も、生物社会学派の意見によれば、医療的性格のものとならざるをえない。

ピナテル氏は、その教科書の中で、このような治療プログラムを提案している(矯正—「処遇」¹⁶⁾)。犯罪者の矯正は、彼の反作用を改善し、性格をより完全なものとし、動機づけを一新し、態度を変えさせることを目的とする。予防プランは、未だ犯罪を実行しなかつたが危険な犯罪的性格をもつ者と、すでに矯正施設に収容されている受刑者や半自由の条件(保護観察・出獄後の監督・年長少年のための特別の施設)の下にある受刑者にとつては、それぞれに異なつて組み立てられる。

基本的な予防手段は、外科的・心療外科的・医的¹⁷⁾治療的・医的¹⁸⁾教育的諸手段・集団心理療法・心理劇である。

外科的手段の中に、ピナテル氏は、去勢と断種をあげている。ヨーロッパにおいて、去勢が「刑事優生学」の手段として一九三三年にナチス・ドイツによってひきいれられた。デンマークの刑事立法は、一九二九年に去勢を、性犯罪をおかした受刑者の任意の同意によって採用しようとするの外科的手段として規定した。ピナテル氏は、去勢というような予防手段は、

(85)

人間の尊厳と社会の道徳と調和できないと指摘している。しかし、アメリカ合衆国の一連の州では、いまだに現行刑法が去勢というような手段を刑罰ないし保安処分として規定している。それは、性犯罪について有罪となる累犯者に対して適用される。

心療外科的予防というのは、ロボットミー、タラモトミヤその他の脳手術である。ピナテル氏は、釈放の約束と引きかえに、この重大な手術に同意した一五人の累犯者へのロボットミーの適用例を記述している。この脳手術の予防的目的は、攻撃性からの治療である。しかし、ネイル氏による子供へのこの手術の施用は結果を生まなかつた。つまり、ロボットミー後若干の時間の経過後、「消滅した管の」攻撃性が回復した。ピナテル氏は、それにもかかわらず、「先天的なてんかん性逸脱をもつ者や、性的誘惑をもつた者」に対して、このような予防手段の適用を許している。

医的¹⁹⁾治療的予防というのは、例えば、電気ショック療法というものがその例である。この手段を考え出したのは、イタリ一の刑事学者ジ・チュリオとグラピニョイ両氏である。その目的は犯罪者の意識と全人格にゆすぶりをかけることにある。ピナテル氏の意見によれば、薬物療法は、高度の攻撃性をもつた人間や慢性になった中毒者に対しては、見通しがあるという。

医的²⁰⁾教育学的予防というのは、少年や精神薄弱者にむけられたものである。その意図するところは、被予防者を自己統御

へと強制することである。

予防手段としての精神分析と精神分析的治療とは、間をおいた思考の伝達（相対の心理学、催眠術）と、いわゆる「解放された交わり」の応接にもとづく。この治療は、精神分析家によって実行され、その座は、二年間も続くことがある。この際、被治療者にも必要な知的能力や一定の年齢が必要とされている。このような予防手段は、ノイローゼの患者、「固定観念」をもった者、またはむづかしい性格をもった者に対して用いられる。

集団療法は、人を自由な討論のための人々の集団の中に組みこむことよって行われる。言葉の作用よって、人は、自己を悩ましている意識下の念慮や傾向性から解放されるということが予定されている。この予防策の結果、攻撃性が弱められるというのである。

心理劇という型の予防（一九二二年ジ・モレノ氏よって案出された）は、その者をグループの中に入れて、グループとして、演劇のように、生き生きとした劇が彼らに夢中にさせる、そういうことが予定されている。これに参加した被治療者は、自己の否定的な情動を「洗い流してしまひ」、かくて、攻撃性や葛藤性から解放されるという。

生物精神病的予防に大きな注意を払ったのは、第一七回国際刑事学者セミナーであった。カナダの刑事学者エレンベルグ教授は、そこでの報告者であったが、彼の意見によれば、こ

(86)

のような予防策は三つの犯罪者グループについて行われねばならないという。知的に正常な人々の犯罪（犯罪者の七〇％―七五％という大部分を占める）は、通常の刑法的、刑務所的予防策の適用がふさわしい。脳の病的な器質上の異常損傷による犯罪は、医的・精神病学的手段による予防が考えられねばならない。最後に、知的に健全なものと、知的に病的なものとの中間の境界状態にある異常な者の犯罪は、主として、精神学・教育的手段よって予防されねばならない。その目的は、情動過多・倫理感情不全・自己中心主義・攻撃性等々との闘いである。

臨床刑事学における生物学的療法は、(a)移植的・美容的外科術、(d)脳外科術、(c)治療的去勢、(b)薬物療法からなる。

移植外科術が最初に行われたのは、一九五二年シンシン刑務所においてであった。その後も、アメリカ合衆国の多くの他の刑務所で行われた。この予防法は、主として鼻の手術（造鼻術）にある。臨床刑事学の支持者たちは、この方法の累犯、とくに、若い法違反者について効果があるという。エレンベルグ氏のあげた資料によると、被施術者の間の累犯率は、施術をうけない犯罪者の累犯率七二％に対して、四二％であるという。アメリカ合衆国においては、この、「外科的・社会的リハビリテーション」とよばれている領域について少なからぬ研究が行われている。

脳外科術、これは何よりもロボトミーである。これは、例え

ば、パーキンソン病におけるように、神経の病気によって高まった攻撃性の場合に用いられる。

治療的去勢は、性犯罪者のホルモン療法として実行される。

このような予防策は、デンマーク、スイス、オランダ、アメリカ合衆国の若干の州で採用されている。もっともはっきりした生物刑事学者は、この手段は窃盗犯に対しても有効であると信じている。内分泌療法は、去勢以上に、性的機能亢進が存在する場合の性犯罪に対してより有効な手段であると評価されている。

特に、薬物療法は、抗抑圧性薬剤と鎮静剤による場合、いわゆる異常犯罪者(精神病者、「限界状態」にある者)に適用される。薬物療法は、個人的教育活動と結合される時、もっとも将来性のある方法であると、ブルジョア刑事学者は断言する。

フロイド派の生物刑事学者によって広く宣伝され、また用いられているのが、精神的予防である。「犯罪的傾向性の、情動不全ないし情動乱脈の変更による修正」という治療技術は、四つの段階を通る。第一段階は、医師との談話であって、その間に犯罪者は、犯罪について、自分の性格傾向について、自分のうけた教育の犯罪的条件について語るよう説得される。第二段階は、医師が当人格の性格的欠陥を診断する。その欠陥は危険な性格を基礎として生れているのか、又その欠陥が既に実行された犯罪の原因となったかどうか。その欠陥は、「罪の感情」、「権力への侮辱感情」、またその他の「劣等コンプレ

(87)

ックス」であることがある。第三段階は、自分の犯罪行為の基本的原因について、本人が他人に表明する見解をそえて、診断資料を解釈すること。第四の、最終段階は、情動乱脈と「劣等コンプレックス」の暗示及び薬物療法による治療からなる。

この種の予防策を実行するのは、精神科医と精神分析家である。その基本的目的は、彼の過去の規則的な行動を満足させてきておったところの無意識の欲求を理解させることを通じて、当人が社会的に許容される行動の達成に援助を与えることである。

生物予防策は、ドイツ連邦共和国において、その「犯罪部」「犯罪センター」の体系の中で広く利用されている。犯罪部は、一九三七年にヒットラードイツにおいて最初設けられた。鑑定活動としての犯罪部の性格は、六つの部からなっていた。その中の二つは、クレッチマー氏の理論によって設けられ、人格と人種別を追究した。

(88)

犯罪部は連合軍の機関の決定によって一九四五年に解散された。しかし、一九六一年に、ドイツ連邦共和国において刑罰執行についての法律によってそれは復活された。最近の犯罪部の体系の中では、犯罪について有罪の宣告をうけた者は、医師、心理学者、行刑当局者の調査をうけることになっている。一九六六年から六七年において、西ベルリンとハンブルクの犯罪センターで、ドイツ連邦共和国の全収容者の三分の二の者が調査された。この調査に当たったのは、一〇人の精神科医と一三人の

心理学者であった。

犯罪部の意義は、有罪者の将来の犯罪行動の予測、刑罰個別化、刑罰の執行において、司法機関に援助を提供する点にある。それは、精神科医・心理学者・社会学者の協力によって、人格の複合鑑定を實行している。調査の結果は、人格の「一件書類」としてファイルされる。犯罪部は同様に、科学実験施設の機能をも果たしている。

生物社会学者の予防プログラムは、ブルジョア刑事学者によって正当にも批判されている。犯罪の社会的原因を予防上無視しているという点、また合法性と人権という観点からみて、生物学的予防手段——外科術・内分泌腺治療等々は疑わしいという点について。

法違反の予防プログラムの基本理念は、人格の反社会性と反社会的動機づけへの反作用にあるが、それは、次のような条件の下での個別化された予防としてなら許容されるかもしれない。つまり、人格の危険性が無意識の渴望とか、心理的劣等性といったものではなく、人格の社会的本性の中で考察されるとしたら、そして、その結果として、もし予防策が深い社会的・教育的性格をもったものとして構成されるならば、ということである。ところが、もしそうなら、明瞭なことだが、生物社会学は、自分自身であることをやめなければならないであらう。

最近の傾向として、治療的予防は、ブルジョアデモクラシー

的な合法性の基礎を破壊する。そして、フロイド主義とクレッチマー主義の似而非科学的基礎にもとづく反人間的なものとして決定的に拒否されている。

(89) これらの批判ないし客観的法則性の影響のもとに、「臨床的刑事学」の支持者たちは、犯罪予防の社会学的体系に向をかえ始めている。例えば、著書『犯罪社会』の中で、ピナテル氏は、危険な性格の予防を、「制度的」予防と統合しようとする試みを提案している。「犯罪の社会的予防」という章の中で、著者は、全体としての犯罪現象の根絶不能というブルジョア刑事学に共通の考えを述べている。しかし、貧困による犯罪、経済的文化的不適応による犯罪からは、彼の意見によれば、「新しい社会」は清算されるだろうという。若年者の暴力的犯罪、麻薬耽溺、体制にそった組織犯罪や超体制的なホワイトカラー犯罪に関しては、国家の手によってある限度内におさえることができるという。

ピナテルとグレイッフ両氏によれば、これらの目的を達成するために、社会が自由・愛情・無欲（正に私有財産制度の社会においてこれをである「クズネツォワ」・自己犠牲・尊敬といった諸本能を人々の間に高めるようにすることが必要であり、スポーツ・文化・家庭への社会的扶助を活発にする必要があるという。この著者は、一度ならず、社会の社会的構造の変更改なく必要でないことを強調するのである。

ピナテル氏は、自分のプログラムの有効性を証明するため

に、ブーゼンバルの実験センターの例を引用する。この実験は、犯罪闘争における住民の、科学的・経済的援助の好結果性を証明する目的で行なわれた。

比較的高い生活水準をもつ、そう大きくないフランスの都市において、犯罪とアルコール耽溺の増大に注意が向けられた。一九六二年に、この市においてあるセンターが設けられ、それは、コンサルタントとしての援助と、経済的援助を一一〇世帯と、二三四人の子供に与えた。教育者・精神科医・社会学者・心理学者の強力なチームが数年間この実験に参加した。彼らの献身的な作業の結果この市の法違反は減少した。

周知のように、この種の実験は、もっと大きな社会経済的規模でもって過去に行なわれたことがある。オーエンのニュー・レナルクにおいて。同様に、全イギリス王国の中でもっとも犯罪率の少ないところとなった。しかし、古来大胆な社会的実験のこの母国は、それよりもっと前進した。つまり、約二百万人の人が年々イギリスとウエイズで犯罪について有罪の宣告をうけているではないか。

(14) 第六回国際刑事学会議資料、マドリッド、一九七〇年、九月二一—二七日。

(15) J. Pinatel, *op. cit.*, pp. 177—198.

(16) 《XVII—ème cours international de la criminologie》, pp. 75—79; 同様に「エス・チョロソル、

「行動の修正」ないし人々に対する適性測定心理学的コントロール、「文学新聞」、一九七四年四号参照。

(17) T. Wurtzenberger, *Le service criminel: une voie vers l'individualisation. Les techniques de l'individualisation juridique. III—ème congrès international*, Paris, 1971, pp. 369—378.

第四節 社会的予防

社会学派の刑事学者たちは、法違反の社会的予防に一定の意義を与えている。ブルジョア刑事学における「社会的」とか「社会性」という言葉の利用は、無理もないが、条件的であり、名目的であり、注釈つきである。敵対的な矛盾をもった構成体においては、例えば、ソビエト人民を特徴づけているような道徳的な統一性というものが、イデオロギーや文化において存在することができない。事業家の「社会性」と労働者の社会性とは全く別々のものである。資本家・教会・婦人団体その他の協会の慈善が、ブルジョア刑事学者によって「社会性」とよばれているが、このようなよび方は、資本主義社会の構造についての超階級的な非現実的な見解にはかならない。

何かある機関が、全くの慈善的原理だけで社会的予防活動を組織しようとしても仲々うまくゆかないのである。これら資本主義国家における社会的予防の不安定性・無計画性・科学的な無根拠性がでてくる。

資料

「サザールランドとクレッシー両氏は、「協会の聖パウロ部」誌の各頁から、一九三七年から一九四三年にいたるまでに行なわれたこの種の「予防的独自活動」の例を引用している。この部は、地区における予防の基礎をなすところの少年の犯罪実行の傾向性の懲表に關して、警察・少年裁判所・教会・保健所・慈善団体に指示を出している。これらの懲表の目録は引用するに値する。以下の通りである。

気が小さいこと	門の破壊
喫煙	高慢であること
難癖をつけること	講話の妨害
騒ぎを好む	不良行為
窃盜	事業すき
図々しさ	頑固
投機的取引	注意散漫
陰気さ	詭計
怠情	のろま
残忍さ	従順性の欠如
おしゃべり	泣虫
オーナーニ	自慢
空想性	爪を噛むこと
指を吸うこと	嘘つき
反抗癖	顔のけいれん
不従順	厚顔

(91)

臆病	軽々しく信すること
超積極性	家出
加害性	男の子のような態度(少女の場合)
学校のずる休み	飲酒
洗神	不器用さ
食慾の喪失	喧嘩すき
活発でないこと	
少女のような態度(男児の場合)	
エゴイズム	不良仲間がいる
不作法さ	性的錯倒
休憩を好まぬこと	偽作
性的遊戯	スポーツに親まぬこと
一定の課題を遂行することの無能	
性的積極性	だらしないこと
ずるいこと	市の規則を乱すこと
人をなぐる癖のあること	
町の行事規則を乱すこと	
くよくよすること	愚鈍
不眠	トランプ遊び ⁽¹⁸⁾

これらの「懲表」に基いて、各少年たちが十分に検討され、一、四六六人にのぼるアメリカの子供が予防クリニックに收容された。彼らの三分の二に当る子供が、精神分析的作業の助けをもって行なわれたにもかかわらず、その「懲表」なるものを

矯正しなかったということは、決して驚くに値しない。

社会的予防に大きな注意を払ったのは、第三回（ストックホルム—一九六五年）第四回（京都）の国連犯罪予防と犯罪者処遇の国際会議であった。犯罪予防における社会団体の参加に関する資料は、ブルジョア法意識の客観的矛盾を反映している。同様に、建設的決議へとは到らなかった会議の諸討議は、社会団体の定義、その犯罪予防への参加の許容性、国家機関と社会団体との相互関係、社会的予防の有用性の評価にむけられた。

例えば、犯罪予防における社会団体の参加についての国連第四回会議の事務局の用意した討議資料第一輯によると、次のようにのべられている。「われわれは、犯罪と非行の予防、それらとの闘争という仕事に社会団体を引き入れよという提案に対して、いかなる欠陥があるとも思わない。ただわれわれは、それらをどのようにして手に入れるか、どのような方法で、いかなる目的を以て、いかなる結果をとないつつそうなるかについての知識をまだもっていない。それはそれとして社会団体がこの仕事により大々的にはいりこんでくれればくる程、それは、よりうまく遂行されるという考えも余りに単純すぎるであろう。団体やグループの偏見は、社会的に危険なものとなりうるし、人権侵害へと導くこともありうる。同様に、リンチは『社会団体』の参加の形式であり、それとは闘うことが必要なのである」。

ブルジョア社会の現実はこのようなものである。リンチの裁き、ボルゲージのネオ・ファシズムの組織、M・コーハンのシオニズムのテロの群れが、階級的人種的差別と闘っている進歩的団体と並べられる。すべてこれらが「社会団体」である。ここから国連のさきに引用した文書の懷疑主義が出てくるのである。「犯罪予防に社会団体の現実には有効な参加を手に入れることは、次の場合殆んどむづかしい。(a)国家的グループと地域的グループとの間の価値体系が著しく差のある場合や、(b)犯罪予防について社会団体を参加させることに關してするどい意見の分岐がある場合。」

敵対的構成体の条件の下では、公的でない団体の導入はきわめて制限されたものとなることがある。ブルジョアの合法性の基礎への侵害の可能性が大きいからである。市民を、もつとも誠実さの要求される夜のパトロールに参加させたり、条件つき有罪者の教育のような高い程度の立派さを必要とする業務に参加させたり、あらゆる種類の犯罪防止団体の創設に参加させることは、実際にはその効果の程はうたがわしい。

これ以外の状況を期待することはむづかしい。なぜなら、ブルジョア的な予防は、犯罪者に道徳的により高い自分自身だけの社会をつくるように要請しているからである。この点について、サザランド、マトチエム、シイケ氏はうまく書いている。「ごまかしの仕方は、多くの面で通常の業務となった。金銭の取引での無慈悲さは、正にビジネスの法典の最たるもので

ある。労働組合は、政治的な買収やテロに足をつきこんでいることを露呈した。政治的な贈収賄は広くゆきわたっている。税の通脱は日常茶飯の現象である。かくして、嘘・偽計・流職・詐取・約束違反・政治的買収は社会全体に優勢である。矯正された犯罪者は彼がこれから生活しようとする社会より高い社会に在るよう要求することになる」⁽⁹¹⁾。

(18) E. Sutherland and D. Cressey, op. cit., p. 690.

(19) 第四回国連会議資料、討議資料「犯罪予防と犯罪斗争（少年犯罪をくめて）における社会団体の参加」、ニューヨーク、一九七〇年一頁。

(20) 国連第四回国連会議資料、討議資料「犯罪斗争—少年犯罪をふくめて—への社会団体の参加」、一三頁。

(21) E. Sutherland and D. Cressey, op. cit., p. 668.

結 び

ブルジョア刑事学の方法論・方法・対象・体系・その犯罪現象論・法違反の原因とその予防を考察してきたが、それは、次のような基本的な結論へと導く。

ブルジョア刑事学は、他の社会科学と同様に、資本主義の矛盾のますますの尖锐化という客観的過程から強い影響をうけている。何よりもまず、犯罪の切迫した増大、共産党や労働者党のイデオロギー的影響力の増大、学者をふくめたブルジョア・

インテリゲンチヤの社会的な階層分化の深化、社会主義的な法イデオロギーの成功といった客観的過程である。この影響が、ブルジョア社会の批判をもたつたところの、犯罪とその原因についてのすぐれた社会学的概念構成を条件づけている。

ブルジョア刑事学者の批判的な、現実的に思考しようとする試みは、賞賛と支持に値する。ソビエトの文献で、シュアー氏とクラーク氏の仕事には肯定的な評価が与えられており、ザギーランド・クレクレーン・両氏とクラーク氏の「ホワイト・カラー」犯罪の研究と生物精神病学派の批判についても、そうである。

しかしながら、ブルジョア刑事学における上述の傾向の実際の意義を過大評価することはできないし、すべてのブルジョア刑事学が、犯罪・その原因・法違反の予防手段に関して、唯物論的理解へとラジカルな転向をするような性質のものとも考えることもできない。

すでにさきに強調したように、犯罪原因としてのブルジョア社会の批判は、それがマルクス主義的立場から行なわれるのではない限り、犯罪現象の永久性・ブルジョア社会の枠内での自由主義的改革を通じてのその減少の可能性という世界観的立場を擁護するなかでの「小さな異端」である。換言すれば、その批判的激情にもかかわらず、現代社会学派理論は、結局のところ、たくみな資本主義擁護者というありふれた社会的機能を遂行しているのである。そのことの雄弁な証拠となっているのが

ブルジョア刑事学者の予防プログラムである。正に彼らによって提起された社会的コントロールの体系が、彼らの犯罪とその原因についての科学的批判的な概念構成の実践的現実化なのである。これらの体系はすべて、大なり小なり、資本主義を一種のテクノロジ社会——資本主義的な体系と社会主義的な体系とを統合した雑種——へと改善することに向けられているか、あるいは、「人間的な」、「人民的な」資本主義の社会へと改善することに向けられている。これらは何れも、科学技術革新が社会主義革命にとって代ったとする点で一致している。「もっともラヂカルな」クラーク氏が書いている、科学技術過程の条件の下では、「人々の相互関係は、暴力革命の結果を堪え難い非人間的なものとしている」と。これは、「正義——体誰のための？」という問いに対する答ではないだろうか。

ブルジョア刑事学の生物社会学的傾向には、執拗に注意を払い、これに非妥協的な態度をとらねばならない。彼らは、もっとも新しい遺伝学や心理学の成果の上にたち、また同様に、予測の問題への科学的関心の上になつて、最近活発に動いている。刑事学に対する、とくに、社会主義刑事学に対する、彼らの否定的影響に対して、確実な防壁が設けられねばならない。

それ以上に決定的な反撃を加える必要があるのは、ブルジョア刑事学における「ソビエトロギー」の出現であり、犯罪とその原因についてのマルクス主義理論への非難である。これにはどんな小さな現れに対しても反撃しなければならぬ。本書に

(94)

おいて示されたように、反マルクス主義刑事学の理論との闘争の主要な方向は、犯罪現象とその原因についての弁証法的^{II}唯物論的方法論の確立、刑事現象についての階級性と歴史性、犯罪予防の見通しと形態についてのマルクス主義的定義がこれである。

- (1) 「人間と法」誌、一九七三年一号、一〇六一—一四頁。「アメリカ合衆国、経済・政治・イデオロギー」一九七二年三号、「文学新聞」、一九七三年三月一—四頁。

(2) R. Clark, *Crime in America*, N. Y., 1970, p. 340.

(以上 クツネツォワの紹介の項 終了)

(法学基礎研究コースの内部において。)

ドイツ民主共和国の大学における教育のための義務教授プログラムとして確認された。

ベルリン、一九七四年夏

教授・博士シイルマー 高等・専門学校省参事官

〔補遺〕
社会主義国家における刑事学の一つの方向を示唆するものとして東独における刑事学の「講義プログラム」を次にあげる。
一九七五年在外研究の機会に、フンボルト大学の刑法講座ブツホルツ教授を訪ねた機会に載いた資料の一つである。

ドイツ民主共和国閣議——高等・専門教育省

ドイツ民主共和国の大学及び高等学校の法学基礎研究コースの教育のための教科目刑事学の教授プログラム

ドイツ民主共和国閣議——高等・専門教育省

教科目『刑事学』の教授プログラム

(法律学) 法学 専門教育のために

(経済学) 法学 専門教育のために

この教授プログラムは、法学博士リチャード・ハルトマン教授(ベルリン・フンボルト大学)の指導の下にある作業グループによって仕上げられた。この作業グループの構成員は、フリーベル博士・教授(イエナ)フリードリッヒ・シラー大(学)、

オルセコウスキー博士・教授(ライプツヒヒカール・マルクス大学)、

ヘンティヒ博士・講師(ベルリン)フンボルト大学)、

である。この教授プログラムは、高等・専門学校省附属の国家学法学のための科学者顧問における公の討議の後防衛された。

(この教授プログラムのこれから先の詳細化のための提案と指摘は、高等・専門学校省社会科学課宛にむけられることとなる)。

一 教科の目的設定

刑事学という教科目は、犯罪斗争の領域における教育の構成部分である。それは、したがって、とくに、刑法、刑事手続法、国家法の教育と内的な関連にたっている。本教科目は

犯罪との斗争と予防の根本問題を伝達する。この犯罪の斗争と予防は、社会主義国家―労働者階級とその同盟者の主要な、且つ権力的な道具であるところの―が、ドイツ社会主義統一党の第八回党大会以後、そして党大会によって決議されたドイツ民主共和国における主要諸課題を実現するなかで遂行しなければならぬところのものである。したがって、そこには世界観的な基底が存在しており、その基礎を身につけることは、社会主義刑法、刑事手続法及び国家法が、犯罪現象との社会的国家的対決に際しておわされているところの課題の理解に役立つのである。

犯罪現象の社会的根源の説明と主要原因に特別の重点がおかれる。マルクス・レーニン主義の創始者たちの諸認識が伝達され、ブルジョア―帝国主義刑事学の位置と主要な諸傾向との攻撃的対決のために利用される。本教科目は、学生の世界観的、階級の教育に貢献する。そして、ドイツ民主共和国憲法九〇条による憲法委任の完全な部分として、この後期法律学活動をつかみ、かつ形成することを可能にする。

二 教育内容

項目

第一章 犯罪現象の本質

第二章 社会主義的社会科学の体系における刑事学の対象、

課題、位置

第三章 犯罪の原因

第四章 資本主義における犯罪とその斗争

第五章 社会主義ドイツ民主共和国における犯罪、その予防と斗争

第六章

刑事学的方法についての概観

講義	コロクヴィウム	時間	計
第一章	8	—	8
第二章	4	2	6
第三章	10	2 (クラウスール)	12
第四章	6	2	8
第五章	6	—	6
第六章	5	—	5
計	39	6	45

第一章 犯罪現象の本質

敵対的階級社会において、その時々々の主張者の相対立した階級的立場に応じて犯罪現象についての見解の分裂状態。非歴史的、合一理論的、相対主義的な見解に対する科学的な、マルクス・レーニン主義の、説明。

- 一―(一) 資本主義における犯罪現象
- 一―(二) 社会主義における犯罪現象

第二章 社会主義の社会科学体系における

刑事学の対象、課題、位置

―犯罪の社会的原因、犯罪の構造と発展及びその予防と斗争についての複合科学としての社会主義刑事学、―刑事学他の科学、とくに刑法学に対する関係と特徴、科学における統合の過程と特殊化の過程、社会主義刑事学の発生と発展にとつてのそのことの意味。

第三章 犯罪現象の原因

- 三―(一) 犯罪原因についての科学理論の弁証法的、唯物論基礎、階級分裂の産物としての犯罪。

三―(二) 資本主義における犯罪の社会的な主要原因。

三―(三) 原因論上のそれぞれの概念構成を以てするブルジョア刑事学の主要傾向の概観、―その社会的基本機能の説明―搾取体制の維持と抑圧体制の完成。

三―(四) 社会主義社会における犯罪原因の問題。

第四章 資本主義における犯罪とその斗争

四―(四) 資本主義社会における犯罪の発展と構造の基本傾向。

四―(二) 資本主義社会における犯罪を止揚することの客観的不可可能性、資本主義における犯罪斗争の形態と方法、その見通し喪失の状況。

第五章 社会主義ドイツ民主共和国の犯罪その予防と斗争。

五―(一) ドイツ民主共和国における社会と国家の発展の各段階における犯罪の運動とその構造の基本傾向。―現在の主要な形態と、現在の構造とその他のいろいろの側面について概観。

五―(二) 第八回党大回以後の社会主義社会の発展の過程における犯罪の撃退。

―基礎、結論、見通し。

―予防と斗争、その統一と相対的独自性、それぞれの処分体系の区別。

第六章 刑事学的調査の主要方法の概観。

六―(一) 対象、理論、方法の關係。

六―(二) 精選された調査方法―その適用領域と言明価値。

三 教授方法上の指示

本教育科目は、社会主義における犯罪斗争の問題における一般的な複合的入門の機能を果たす。それは、四五時間の時間量をもつ講義として法律学専門コースでは、第一ゼメスターに、経済学専門コースでは第三ゼメスターで教えられる。

学生は、列挙された義務的文献を、犯罪斗争と予防の領域における全教育の過程の間に自分のものとするように、勧められねばならない。導かるべき教授段取りの中間に、第二章と第四章の終わったところで、二時間のコロクヴィムがひき入れられ、また、第三章の終わったところで一時間のテストクラウズアがつくられて、その結果がそれから先の教授段取りの形成に参考とされる。

四 教科目の義務文献

(一) マルクス・レーニン主義の著作

- ― エンゲルス・イギリスにおける労働者階級の状態(マルクス) Ⅱ エンゲルス全集二卷、ベルリン、一九五七年、二二九頁以下、(《とくに、三五一頁以下》)、
- ― エンゲルス・反デュリントク論(第三章社会主義)(マルクス) Ⅱ エンゲルス全集二十卷、ベルリン、一九六二年、二四八―二六五頁、二九二―三〇三頁、
- ― マルクス・住民―犯罪と貧困(マルクス) Ⅱ エンゲルス全集一三卷、ベルリン、一九六一年、四九〇―四九五頁)、
- ― マルクス・ファイエルバッハに関するテーゼ(マルクス) Ⅱ エンゲルス全集三卷、ベルリン、一九五八年、五三三―五三五頁)、
- ― マルクス・死刑―コプデン氏のパンフレット―イギリス

銀行の諸指図(マルクス) Ⅱ エンゲルス全集八卷、ベルリン、一九六〇年、五〇六号―五一三頁)、

― マルクス・政治経済学批判、(マルクス) Ⅱ エンゲルス全集一三卷、ベルリン、一九六一年、八―九頁)、

― マルクス・ゴータ綱領批判(マルクス) Ⅱ エンゲルス全集一九卷、ベルリン、一九六二年、一五―三二頁)、

― マルクス・資本論一巻(いわゆる原始蓄積)(マルクス) Ⅱ エンゲルス三三卷、ベルリン、一九六二年、七四―七七一頁)、

― レーニン・国家と革命(レーニン全集二五卷、ベルリン、一九六〇年、四七八―四八九頁)、

― レーニン・ソビエト権力の当面の課題(レーニン全集二七卷、ベルリン、一九六〇年、二二九―二六八頁)、

― パウル・ラファルグ、一八四〇―一八八六年におけるフランスの犯罪現象、その発展と原因についての研究、犯罪学フォーラム、特輯、一九六九年のなかの複製本。

(二) 党の文書

― ソビエト連邦共産党綱領(第二部) ソ連邦共産党綱領と規約、ドイツ版、ベルリン一九六一年、一〇〇―一〇一頁。

― ドイツ社会主義統一党綱領(第二部) アインハイト誌、一九六三年、一号、五二頁以下。

―ドイツ社会主義統一党の第八回党大会中央委員会報告
(第二部) デイーツ版、ベルリン、一九七一年、六三
―六七頁。

(三) ドイツ民主共和国の基本的な専門文献

―ブッフホルツ・ハルトマン・レクシヤス・ステイラ
―、社会主義刑事事学、国立出版所、ベルリン、一九七
一年、第一版の序文及び第一部から第三部まで。

―ライプチツヒ、カール・マルクス大学共同編集、暴力
と性犯罪、国立出版所、ベルリン、一九七〇年。

―ドイツ民主共和国の憲法―コンメンタール、第二卷、
ベルリン、一九六九年、八六―八八条、九〇条、九一
条、九七条、九九条のコンメンタール。

―ドイツ民主共和国刑法典のコンメンタール、第一卷、
ベルリン一九六九年、五―八頁。

(四) ソビエトの科学

―刑事事学、教科書、第一卷、モスクワ、一九六六年、ド
イツ語版、国家学、法学の現実的な寄与、第二〇輯、
ポツダム―パーベルスベルク、一九六七年。

(以上)